

会費規程

Deutsch-Japanische Weinwirtschaftsinitiative e. V. (DJWI) ・ 2026 年 10 月 5 日現在

本会費規程は定款第 6 条に基づき、会費の納付義務、区分、会費免除期間、納期限および例外を定めるものです。

第 1 条 適用範囲

本規程は DJWI のすべての専門会員に適用されます。個人会員および名誉会員は、本規程に従い会費を免除されます。

第 2 条 会費の免除

1. 個人会員は、個人会員としての在籍期間中、会費を免除されます。
2. 名誉会員は、別の会費納付義務のある会員種別にも登録されている場合を除き、会費を免除されます。
3. 2026 年 2 月 15 日付の本会定款に署名した設立会員は、在籍期間中、会費を免除されます。

第 3 条 専門会員の入会当初の会費免除期間

1. 新たに入会した専門会員は、入会承認通知に定める入会日から最初の 12 か月間、会費を免除されます。
2. 会費免除期間は、入会日の 1 周年に当たる日の前日が終了する時点で満了します。
3. 入会日の 1 周年に当たる日から、本規程に基づく会費納付義務が生じます。当該暦年の残存期間の会費は、第 6 条第 3 項に従い按分して計算します。

第 4 条 専門会員の会費区分

1. 原則として、専門会員登録の対象となる経済活動を基準とします。適用する会費体系は一つに限りします。
2. 第 3 項に該当しないワイナリー、生産者、その他の企業または自営業者については、直近の終了した事業年度の年間売上高を基準とします。
3. DJWI 会員としての活動が日本事業に関係する輸入業者、販売業者、市場参入支援会社またはコンサルティング事業者については、日本事業で代理または取引の対象とするワイナリーの数のみを基準とします。
4. 複数の事業形態を有する場合、理事会は DJWI の会員資格に関する主要な活動に基づき、適用する会費体系を決定します。

会費体系 A — 年間売上高

区分	年間売上高	年会費
A	250,000 ユーロ以下	180 ユーロ
B	250,000 ユーロ超 500,000 ユーロ以下	240 ユーロ
C	500,000 ユーロ超 1,000,000 ユーロ以下	320 ユーロ
D	1,000,000 ユーロ超	450 ユーロ

会費体系 B — 輸入業者、販売業者および市場参入支援会社

区分	日本事業で代理・取引するワイナリー数	年会費
A	5 以下	180 ユーロ
B	6～10	240 ユーロ
C	11～20	320 ユーロ
D	20 超	450 ユーロ

第 5 条 区分の決定および情報提供義務

1. 専門会員は入会申請時に、区分の決定に必要な情報を提供します。正確な売上高の申告は不要であり、該当する売上高区分の申告で足りります。
2. 会費区分は入会承認の決定とともに記録します。終了した事業年度のない新設企業については、予想年間売上高の合理的な自己評価に基づき区分を決定します。

3. 会費区分の変更につながる重要な変更は、翌暦年の適用に向けて、遅くとも 11 月 30 日まで
に理事会へ通知しなければなりません。
4. 理事会は適切な間隔で区分を見直し、合理的な疑義がある場合は、適切な証明資料を求める
ことができます。

第 6 条 納期限および期間按分による計算

1. 年会費は暦年単位で前払いとして請求し、請求書発行後 4 週間以内に納付しなければなりません。
2. 入会当初の 12 か月の会費免除期間が満了した後、入会日の 1 周年に当たる日に初めて会費
納付義務が生じます。
3. 初年度の会費納付対象期間については、入会日の 1 周年に当たる日以降の各完全な暦月ごと
に年会費の 12 分の 1 を計算します。会費納付義務が月の初日に始まる場合、その月も計算
に含めます。
4. その後は、各暦年について年会費の全額を請求します。

第 7 条 納付猶予、減額および免除

特別な困窮事情がある場合、理事会は理由を付した書面による申請に基づき、期間を限定して会費
の納付を猶予し、減額し、または免除することができます。決定は記録しなければならず、同等の
事情がある場合を除き、将来の同等の取扱いを請求する権利を生じさせるものではありません。

第 8 条 納付の遅延

1. 納付が遅延した場合、本会は納期限後に督促することができます。法令に基づく遅延の効果
は妨げられません。
2. 督促にもかかわらず 6 か月を超える会費の滞納がある場合、理事会は定款に従い会員の権利
を停止することができます。

第 9 条 会費規程の変更

1. 本規程の変更は、定款に基づき理事会が決議します。
2. 会費の増額または区分基準の変更は、原則として将来の会費対象期間にのみ適用されます。
対象会員には、新たな会費対象期間の開始前に、余裕をもってテキスト形式で通知するもの
とします。